

(公印省略)
福指第 1573 号
令和7年3月17日

指定介護サービス事業所 管理者
介護保険施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について(通知)

令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について、下記のとおり通知します。本加算を取得するための取り組みを進めることが、介護従事者の方の処遇改善や労働環境の改善に資するものであり、介護人材の確保や定着につながるものとなることから、加算の取得に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、届出にあたっては、令和7年度の様式を使用してください。

記

1 対象事業所

令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定する事業所

2 提出期限(令和7年4月または同年5月から算定を希望する場合)

令和7年4月15日(火)

※ 問い合わせ及び届出受付開始日は令和7年3月17日(月)となります。

※ 提出期限を過ぎた場合には、令和7年4月及び5月からの算定は認められず、6月以降から算定開始となります。(算定開始月の2か月前の末日までに提出)

3 提出書類・届出様式等 ※作成の際には必ず記入例を熟読すること

届出する同一法人内の事業所数や加算未算定の状況に応じて、様式を選択し、提出してください。

→ 処遇改善計画書(別紙様式2-1)及び施設・事業所別個表(別紙様式2-2)

※ 別紙様式2-3、4は、処遇改善支援補助金を申請する際に福岡県に提出すること。

届出様式は、福岡市ホームページよりダウンロードできます。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること
> 介護報酬に係る届出(加算・減算) > 2 介護職員処遇改善加算等

掲載先 URL : <https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html#kj2>

4 届出方法等

今回の届出にかかる専用ホームページを作成していますので、こちらから届出を行ってください。また、本加算計画書に係る問い合わせについても、専用ホームページでの受付となります。

専用ホームページ URL :

<https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/25city-koreishogu-mail>



専用ホームページ
二次元バーコード

- ※ 加算Ⅰを算定するには、要件となる加算区分（サービス提供体制強化加算のⅠ・Ⅱ等）の届出が必要です。
要件となる加算区分の加算届出書（鏡）の写しを必ず添付してください。令和7年4月より新たに算定するものとして届け出る場合には、申請中の届出書（鏡）の写しで構いません。
- ※ 加算届出書の添付がない場合もしくは、不備がある場合は、加算Ⅰの算定ができない場合があります。
- ※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。
- ※ 当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理できませんのでご了承ください。
- ※ 電話・メールでの問い合わせは受け付けておりませんので、ご了承ください。
- ※ 回答までにお時間をいただくことがあります。

5 制度概要・計画書記入方法にかかる説明動画（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省ホームページに、令和7年度介護報酬改定における本加算の見直しの制度概要及び新様式における計画書の記載方法についての説明動画が掲載されていますので、ご活用ください。

制度概要・計画書記入方法 掲載URL：

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>



厚労省HP 掲載先
二次元バーコード

6 留意事項

- ・本加算の計画書等の提出にあたっては『介護保険最新情報Vol.1353（老発0207第5号「介護職員等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」）』を必ずご一読の上、本加算制度の趣旨・内容を理解した上で提出してください。
- ・様式は、令和6年度の内容から変更されています。記入例を必ず参照の上、新様式にて作成してください。
- ・複数の事業所をまとめて届け出る場合において、福岡市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する保険者に対しても届出が必要になります。
- ※ 福岡市から指定を受けている事業所で算定希望の場合は、指定権者に福岡市と記載してください。記載していない場合は、算定できませんのでご注意ください。
- ※ 総合事業については、記載例で示している通り、別に行を分けて記載する必要があります。記載していない場合は、算定できませんのでご注意ください。
- ・複数の事業所をまとめて届出される法人において、令和7年6月以降に新たに事業所を開設する場合には、新規事業所に関しては、施設・事業所別個票に掲載せず、新規事業所申請の際に別途届出を行って下さい。
- ・今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。
 - ① 指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 - ② 計画書への虚偽記載（算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算の届出を行うなど）や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。
- ※ 運営指導等で証明資料の提示を求める場合があります。

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

電話：711-4257 FAX：726-3328